**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県奥州市水沢区字虚空蔵小路一一番地、最後の住所岩手県奥州市水沢区字西田一五番地一　被相続人　亡　佐藤　裕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十五日

岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町四二番地　相続財産管理人　弁護士　加藤　文郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮城県登米市中田町石森字八反目一〇九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野家　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十五日

仙台市青葉区片平一―五―二〇Ｅｖｅｒ―Ｉ片平丁ビル三階　千代法律事務所　相続財産管理人　松林　昌紀

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮城県多賀城市中央二丁目二四七番地二、最後の住所仙台市青葉区錦町一丁目一二番一―七〇三号　被相続人　亡　遠藤　恒彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十五日

仙台市青葉区中央二丁目二番一号　飯川洋一司法書士事務所　相続財産管理人　飯川　洋一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県さいたま市北区本郷町一五一九番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　奥田　努

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十五日

埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目三六番九号　白井ビル四階四〇三号室　前園法律事務所　相続財産管理人　前園　進也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都足立区東綾瀬三丁目九番、最後の住所東京都江東区亀戸八丁目一七番五―一二〇二号　被相続人　亡　金　学進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十五日

事務所東京都千代田区二番町九―八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　渥美央二郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都江東区東陽一丁目八番、最後の住所東京都江東区東陽一丁目八番一二―四〇四号　被相続人　亡　田中くみこ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十五日

東京都千代田区麹町二―一二―一グレンパーク半蔵門五〇一菅野綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　菅野　光明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都文京区小石川二丁目七番、最後の住所東京都北区東十条六丁目二番九―三〇一号菱和パレス東十条　被相続人　亡　豆田　彰徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十五日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　上村　哲史

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県小諸市与良町五丁目二六〇九番地、最後の住所東京都杉並区阿佐谷北一丁目一三番一四号　被相続人　亡　輿良　安子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十五日

事務所東京都中央区銀座三―九―一九吉澤ビル八階東京２１法律事務所　相続財産管理人　弁護士　広津　佳子（登録姓　橘髙）

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都中央区日本橋本町二丁目七番地五、最後の住所東京都小平市学園西町二丁目二八番八号　被相続人　亡　森田　保雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十五日

東京都日野市高幡一〇〇八―六　新扇屋ビル三〇二　高幡法律事務所　相続財産管理人　弁護士　谷口　朋子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県秩父市東町一〇七五番地、最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町中央五丁目一番地一　エクセレントプラザ湯河原八番館六〇一　被相続人　亡　小櫃　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十五日

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥一丁目一〇番地二ダイアパレスＳＴ一階　湯河原法律事務所　相続財産管理人　弁護士　林　服子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県横須賀市小矢部一丁目一三八八番地、最後の住所神奈川県横須賀市小矢部一丁目一五番七号　被相続人　亡　駒林　清孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十五日

神奈川県横須賀市大滝町一丁目二一番地　ジュネス横須賀二階　相続財産管理人　弁護士　田中　俊夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県神戸市兵庫区荒田町一丁目七一番地、最後の住所兵庫県豊岡市但東町出合七三番地の一　被相続人　亡　小林　格

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十五日

兵庫県豊岡市寿町二番二〇号　寿センタービル二〇七号　すがむら法律事務所　相続財産管理人　弁護士　菅村　朋子

**第44期決算公告**　平成27年9月15日

北海道苫小牧市元中野町４丁目７番１号

**北洋海運株式会社**

代表取締役　上遠野　護

**貸借対照表の要旨**（平成27年３月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,048,220 |
| | 固定資産 | 778,501 |
| | 合計 | 1,826,721 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 404,383 |
| | 負債 | 286,821 |
| | 資本金 | 1,135,517 |
| | 資本剰余金 | 40,000 |
| | その他資本剰余金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 20,000 |
| | 利益準備金 | 1,075,517 |
| | その他利益剰余金 | 15,000 |
| | （うち当期純利益） | 1,060,517 |
| | 合計 | (122,245) |
| | | 1,826,721 |